

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示  
○遊漁規則の認可 (漁業管理課) 1

## 告 示

## 高知県告示第581号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、遊漁規則を令和5年9月1日に次のとおり認可した。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 野根川漁業協同組合 内共第501号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

野根川漁業協同組合 安芸郡東洋町野根丙1428番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第501号

(3) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、野根川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第501号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、友釣り、徒手採捕、ぎじ釣り、えさ釣り、ひご釣り、さお漁、はえ縄、もじ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの期間において区域を指定して遊漁期間を延長することができるものとし、指定した区域及び延長した遊漁期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県	6月1日から

		境から下流の押野橋までの区域	10月15日まで
	徒手採捕 ぎじ釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	
	えさ釣り	野根川水系の大斗橋から下流の区域	
		野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の大斗橋までの区域	9月1日から 10月15日まで
うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	4月1日から 9月30日まで
あまご	ぎじ釣り えさ釣り		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から 11月30日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する遊漁券販売所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り 徒手採捕	3,000円	8,000円

	ぎじ釣り えさ釣り		
うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ		
あまご	ぎじ釣り えさ釣り		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
一般肢体不自由者（障害者手帳による確認ができる者に限る。）		3,000円	6,000円
特に肢体の不自由な者（障害者手帳による確認ができる者に限る。） 中学生以下の者	無料		

3 前2項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

4 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

2 吉良川淡水漁業協同組合 内共第502号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

吉良川淡水漁業協同組合 室戸市吉良川町乙1937番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第502号

(3) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、吉良川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第502号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り、すくい網、えさ釣り、ずずぐり、ひご釣り、はえ縄又はうなぎ筒によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	さで網 金突
うなぎ	金突
もくずがに	徒手採捕 かに網 かに籠

3 前項の承認を受けた者は、第5条第2項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行っていない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	えさ釣り	吉良川の室戸市中の川の吉良川発電所放水口前に設置されている漁場標識から下流の区域	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り すくい網	第五種共同漁業権内共第502号に係る漁場の全区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	さで網		8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
うなぎ	金突		8月1日から10月15日まで
	徒手採捕 すくい網 ずずぐり ひご釣り はえ縄 うなぎ筒		4月1日から9月30日まで
あまご	ぎじ釣り えさ釣り		8月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに網 かに籠		3月1日から9月30日まで
			8月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、吉良川の室戸市吉良川町の釣りの口発電用えん堤上流端から下

流50メートルまで及び同市吉良川町の領地かんがい用第一ぜき上流端から領地かんがい用第二ぜき上流端の下流50メートルまでの区域においては、遊漁を行ってはならない。

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、吉良川淡水漁業協同組合事務所（室戸市吉良川町乙1937番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り すくい網 えさ釣り	4,000円
うなぎ	徒手採捕 すくい網 ずずぐり ひご釣り はえ縄 うなぎ筒	
あまご	ぎじ釣り えさ釣り	

2 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	さで網 金突	5,000円
うなぎ	金突	
もくずがに	徒手採捕 かに網 かに籠	

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料及び特別遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料及び特別遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者	無料
70歳以上の者	1,000円

4 第2項に規定する特別遊漁料は、吉良川淡水漁業協同組合事務所（室戸市吉良川町乙1937番地）において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

3 羽根川淡水漁業協同組合 内共第503号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

羽根川淡水漁業協同組合 室戸市羽根町甲1560番地

（2）漁業権の免許番号

内共第503号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、羽根川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第503号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、えさ釣り、ぎじ釣り、さお漁、ひご釣り、はえ縄、うなぎうえ（はこ具）又は石ぐる漁によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、同項の承認により当該水産動物の保護培養若しくは遊漁者が行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、当該承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模で行ってはならない。

漁具漁法	規模
さお釣り	1本のみとすること。
ひご釣り	1本のみとすること。
はえ縄	5本以内とすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを除く。）	羽根川本支流の区域	6月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで
	さお漁（えさ釣りを 含む。）		8月1日から 10月15日まで

			及び12月1日 から同月31日 まで
		牛ヶ島頭首工から下流の羽根川本支流の区域	6月1日から 7月31日まで
うなぎ	ひご釣り はえ縄 うなぎうえ（はこ具） 石ぐる漁	羽根川本支流の区域	4月1日から 9月30日まで
あまご	えさ釣り ぎじ釣り	羽根川本支流の区域。ただし、羽根川支流東又川の同川最下流部から上流、黒見コハナ橋上流端から井の口橋上流端まで（羽根川支流を含む。）及び北生地区上流端（組合が指定する場所とする。）から羽根川支流東又川と羽根川支流西又川との合流点の下流の砂防えん堤まで（羽根川支流を含む。）の区域を除く。	3月1日から 9月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	えさ釣り ぎじ釣り	黒見コハナ橋上流端から井の口橋上流端まで（羽根川支流を含む。）及び北生地区上流端（組合が指定する場所とする。）から羽根川支流東又川と羽根川支流西又川との合流点の下流の砂防えん堤まで（羽根川支流を含む。）の羽根川本支流の区域	3月1日から 9月30日まで

4 遊漁者は、夜網、夜釣り等夜間における遊漁を行ってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、組合は、魚種、漁具漁法、区域及び期間を定めて遊漁を制限することができる。

(全長及び採捕尾数の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ

あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長20センチメートル以下

2 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	尾数
あまご	1日につき15尾

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合の遊漁証取扱所において納付するときの遊漁料の額は、同表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（1日遊漁料に限る。）の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを 含む。） えさ釣り	2,000円	5,000円
うなぎ	ひご釣り はえ縄 うなぎうえ（はこ 具） 石ぐろ漁		
あまご	えさ釣り ぎじ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者	無料

3 第1項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

4 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

（2）漁業権の免許番号

内共第504号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、奈半利川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり掛け、金突、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、は具、うなぎうえ（もじ）又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第4条第4項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第6項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認

を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
石ぐる	縦200センチメートル以下、横180センチメートル以下のものを3個以内とすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうちえさ釣り及びぎじ釣りによるもの限り、7月15日から9月30日までとする。

	しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから上流の区域	7月1日から9月30日まで
	金突	奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域。ただし、奈半利川支流小川川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。	8月1日から9月30日まで
	と網 なげ網		8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。
うなぎ	さお漁 ひご釣り はえ縄 は具 うなぎうえ（もじ）	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで
	石ぐる	奈半利川の奈半利川橋下流端から下流の区域	
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	奈半利川の旧鉄橋跡から下流の区域	12月1日から同月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	奈半利川の野川川ダム下流端から野川橋上流端までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午

			後6時まで
--	--	--	-------

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり掛け 金突	3,000円	6,000円
	さお漁 ひご釣り はえ縄 石ぐろ は具 うなぎうえ（もじ）		
あまご	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料
18歳以下の者 （中学生以下の者を除く。）	500円
肢体不自由者 70歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網	9,000円
	なげ網	6,000円

- 4 前3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。
- 5 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほかに、かに籠1個につき実費相当額として組合が別に定める額の許可証代を別に納付しなければならない。
- 6 第4条第4項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	1,000円	3,000円

（遊漁承認証の交付等）

- 第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。



4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

5 魚梁瀬淡水漁業協同組合 内共第505号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所  
魚梁瀬淡水漁業協同組合 安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8

(2) 漁業権の免許番号  
内共第505号

(3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、魚梁瀬淡水漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた第五種共同漁業権内共第505号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びあまごに限る。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。  
(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり釣り、追込網、金突、はえ縄、ひご釣り、しばづけ又はうなぎうえによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。  
(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。  
(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
------	--------	------	------

あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	内共第505号第五種共同漁業権に定められた全区域。ただし、支流西川中通称古事務所を中心に上下流500メートルの区域及び支流東川中雁巻えん堤から上流500メートルの区域を除く。	7月1日から 10月15日まで
	えさ釣り しゃくり釣り 追込網		8月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで
	金突		8月25日から 10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 はえ縄 ひご釣り しばづけ うなぎうえ		4月1日から 9月30日まで
	金突		8月1日から 8月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		3月1日から 9月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、魚梁瀬淡水漁業協同組合事務所(安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8)において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り えさ釣り しゃくり釣り 追込網 金突	1,000円	4,000円
うなぎ	徒手採捕 金突 はえ縄		

	ひご釣り しばづけ うなぎうえ		
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者 70歳以上の者	無料

3 第1項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。  
(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

6 安田川漁業協同組合 内共第506号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

安田川漁業協同組合 安芸郡安田町西島372番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第506号

(3) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、安田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、えさ釣り、しゃくり釣り、はし、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	すくい網 と網 なげ網 追込網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、さお漁において、棒じゃくりによる遊漁を行ってはならない。

3 遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者が次条第4項に規定する区域内及び期間内に行う遊漁については、この限りでない。

4 遊漁者はえさ釣りにおいては、アミを餌若しくはまき餌に使用し、又はえさ籠を使用して遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等

かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
-----	---

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の全区域	6月1日から 9月30日まで
	すくい網	安芸郡安田町正弘の下島えん堤から下流、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	8月1日から 9月30日まで
	えさ釣り	安芸郡安田町西島の焼山橋から同町正弘の下島えん堤まで、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	7月15日から 9月30日まで
		安芸郡安田町西島の焼山橋から下流、同町正弘の下島えん堤から同町与床の平山えん堤まで、同町船倉の田の尻橋下流端から同町瀬切の島石頭首工まで及び同郡馬路村の八間谷口から安田川本流と安田川支流東川との合流点までの安田川本流の区域	9月1日から 同月30日まで
しゃくり釣りと網 なげ網 追込網	安芸郡安田町西島の焼山橋から同町正弘の下島えん堤まで、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	8月1日から 9月30日まで	

うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の全区域	4月1日から 9月30日まで
あまご	えさ釣り ぎじ釣り		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	かに籠		8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、安芸郡安田町与床の平山えん堤上流端の上流50メートルから下流50メートルまで及び同町西島の焼山橋から下流170メートルまでの安田川本流の区域においては、遊漁を行ってはならない。

4 前条第3項及び第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる漁具漁法により、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
金突 棒じゃくり	安田町安田の阿佐線鉄道橋から下流の区域、同町小川安田川本流と支流小川川との合流点から上流の小川川、同町内京坊右岸小松川、同町内京坊間内橋から同町正弘下島えん堤までの区域、安田川本流と支流東川との合流点から上流同郡馬路村相名北路えん堤までの区域及び安田川本流と支流東川との合流点から同村東川平野えん堤までの区域	8月1日から 同月31日まで

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長20センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、安田川漁業協同組合事務所（安芸郡安田町西島372番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 えさ釣り しゃくり釣り	3,000円	12,000円
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ うなぎうえ		
あまご	えさ釣り ぎじ釣り		
もくずがに	かに籠	設定なし	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
中学生以下の者		無料	無料
高校生である者		4,000円	1,000円
肢体不自由者 70歳から79歳までの者		8,000円	1,000円
80歳以上の者		2,000円	1,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、安田川漁業協同組合事務所（安芸郡安田町西島372番地）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 追込網 すくい網	12,000円

4 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

6 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほか、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。この場合において、遊漁者が80歳以上の者であるときの遊漁承認証及びもくずがにを対象とする遊漁であるときの遊漁承認証（かに籠に係る許可証を含む。）にあつては、安田川漁業協同組合事務所（安芸郡安田町西島372番地）において交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

7 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第507号
- (3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日
- (4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、芸陽漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。  
(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、えさ釣り、ぎじ釣り、友釣り、よこ掛け、玉掛け（ぼん掛け）、すくい網、はえ縄、金突、さお漁、まち網、ひご釣り、石ぐろ、うなぎうえ、は具又は籠づけによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。  
(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内においては、船舶を使用して遊漁を行ってはならない。  
(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
玉掛け（ぼん掛け）	水中眼鏡を使用してはならない。

と網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置を有するものをいう。）を併用しないこと。
やな漁 建網 投げ網	第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内において禁止する。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 ぎじ釣り 友釣り	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
		伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域とその支流	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
えさ釣り		安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	8月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に

			限り、9月30日までとする。
		伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域とその支流	8月15日午前5時から12月31日午後5時まで
よこ掛け		安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
と網		安芸川の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び長河原橋から下流の山田橋までの区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
玉掛け（ぼん掛け）		安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃ノ木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
すくい網		安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び長河原橋から山田橋までの区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 まち網 ひご釣り	安芸川及び伊尾木川の区域	4月1日から9月30日まで

	石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ		
	金突		8月1日から9月30日まで
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 と網	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。	1月1日から12月31日まで
	金突		8月1日から10月15日まで
あまご	徒手採捕 はえ縄 さお漁	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、伊尾木川の島橋ヶ谷えん堤から別役桑ノ木橋えん堤までの区域を除く。	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 まち網 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	8月1日から11月30日まで
	金突		8月1日から10月15日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全ての漁具漁法	安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から同月31日まで
	よこ掛け	安芸川の同川と安芸川支流江川川との合流点から下流の区域及び伊尾木川の発電用放水口から下流の区域	8月1日から10月15日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	と網	8月1日から10月14日までの期間内の午後7時から翌日の午前5時まで及び第2項ただし書の規定に基づき期間を延長した場合の当該期間内の午後5時から翌日の午前6時30分まで

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる漁具漁法により、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
金突 棒じゃくり	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃ノ木ぜきから下流の区域並びに伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流、県道黒瀬橋からツガノセかんがい用えん堤上流端まで及び発電用放水口から下流の区域を除く。	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、芸陽漁業協同組合事務所（安芸市川北甲943番地10）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において組合の役職員又は漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 えさ釣り ぎじ釣り 友釣り よこ掛け 玉掛け（ぼん掛け） すくい網	3,000円	8,000円
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 金突 さお漁		

	まち網 ひご釣り 石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ		
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 金突 さお漁		
あまご	徒手採捕 はえ縄 さお漁		
もくずがに	徒手採捕 金突 まち網 籠づけ		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者	2,000円
75歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網	10,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、芸陽漁業協同組合事務所（安芸市川北甲943番地10）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項

に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

8 赤野川漁業協同組合 内共第508号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

赤野川漁業協同組合 安芸市赤野乙44番地

（2）漁業権の免許番号

内共第508号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、赤野川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、えさ釣り、棒じゃくり、玉じゃく

り、しゃびき、金突、しゃくり掛け、ひご釣り、は具、はえ縄、まち網、石ぐる又はすくい網によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	すくい網 と網
うなぎ	うなぎ筒
もくずがに	かに籠

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月15日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	6月1日から10月15日まで。ただし、落ちあゆを対象とする遊漁にあっては、赤野川の天王



			ダムから上流の区域において、瀬切れがしているときに限る。
	えさ釣り		7月1日から10月15日まで
	棒じゃくり 玉じゃくり しゃびき 金突	芸西村曲渕上流50メートルから上流の区域	8月1日から10月15日まで
	すくい網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域	7月1日から10月15日まで
	と網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く東赤野橋から下流の区域	
うなぎ	さお漁 ひご釣り は具 はえ縄 まち網 石ぐろ すくい網	大元堰下流30メートルからくろ鉄の鉄橋下流20メートル以外の区域	4月1日から9月30日まで
	金突	赤野川の安芸郡芸西村トビトから上流の区域	8月1日から9月30日まで
	うなぎ筒	赤野川の安芸郡芸西村トビトから下流の区域	4月1日から8月31日まで 4月1日から9月30日まで
こい	さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで
	金突 しゃくり掛け	赤野川の安芸郡芸西村トビトから上流の区域	8月1日から10月15日まで

	すくい網 と網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域	1月1日から12月31日まで
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 すくい網 かに籠	赤野川の大元神社下関の浦の淵から上流の区域	8月1日から11月30日まで
	金突		8月1日から10月15日まで

(全長等の制限)  
第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)  
第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、赤野川漁業協同組合事務所（安芸市赤野E44番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に300円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 えさ釣り 棒じゃくり	2,000円	5,000円

	玉じゃくり しゃびき 金突		
うなぎ	さお漁 金突 ひご釣りは具 はえ縄 まち網 石ぐろ すくい網		
こい	さお漁 金突 しゃくり掛け		
あまご	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 金突 すくい網	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
中学生以下の者		無料	無料
肢体不自由者 80歳以上の者		3,000円	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	すくい網 と網	5,000円
うなぎ	うなぎ筒	

もくずがに	かに網	
-------	-----	--

- 4 前項に規定する特別遊漁料は、赤野川漁業協同組合事務所（安芸市赤野乙44番地）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。
- 6 遊漁者は、第3項に規定する特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。  
（遊漁承認証の交付等）
- 第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。
  - 2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
  - 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
  - 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
  - 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）
- 第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
（漁場監視員）
- 第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。
  - 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
（違反者に対する措置）
- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
 

附 則  
（施行期日）

  - 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。  
（経過措置）
  - 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。
- 9 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則
  - (1) 漁業権者の名称及び住所  
物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地
  - (2) 漁業権の免許番号  
内共第509号
  - (3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日
  - (4) 遊漁規則の全文  
（目的）

第1条 この規則は、物部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対

象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、すくい網、しゃびき、さお漁、えさ釣り、よこ掛け、玉じゃくり、は具、ひご釣り、はえ縄、つけばり、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とすること。
玉じゃくり と網 なげ網	水中眼鏡（がんめんを含む。）を併用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ23メートル以下、高さ0.75メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（友釣りを含む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	よこ掛け（しゃびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
物部川の高知工業高等専門学校前の同川左岸に設置されている標柱から同川右岸に設置されている標柱を見通した線から下流の区域		ただし書の規定に基づき延長された期間	
玉じゃくり	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで	
と網		物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流300メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流300メートルから下流200メートルまでの区域を除く。	6月20日午前5時から9月30日午後5時30分まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただ

			し、日没から日の出までの間を除く。
	なげ網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流300メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流300メートルから下流200メートルまでの区域を除く。	6月20日午前5時から9月30日午後5時30分まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	5月1日から9月30日まで
こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網		1月1日から12月31日まで
あまご	すくい網 さお漁（ぎじ釣りを除く。）	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から8月31日まで
	ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければ	横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域  横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区	3月1日から9月30日まで  3月1日から8月31日まで

	ばならない。)	域を除く物部川の杉田えん堤から上流の区域	
		物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで
もくずがに	かに籠	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	9月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法以外により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から同月31日午後7時まで
		物部川の香南市野市町仁尾島地先の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線から、同市野市町深淵地先（通称県庁堀上端）の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線までの区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋から津々呂第1トンネル西入口に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	7月1日午前5時から8月31日午後5時30分まで
あゆ あまご	友釣り えさ釣り ぎじ釣り	物部川支流横山川の香美市物部町別府落合の川口発電所取水用えん堤上流端から同市物部町別府の政ヶ谷口に設置されている漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第34条第1項の表に規定する同市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合せき上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から 12月31日まで

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	金突	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	7月15日から 8月31日まで

6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者は、この限りでない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り及び友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	7月1日から 8月31日まで
あまご	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣りを含む。） 玉じゃくり		3月1日から 8月31日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのもの

のを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け	2,000円	7,000円
うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁		
あまご	すくい網 さお漁		

	ぎじ釣り（毛ばり釣り及びルアー釣りに限る。）		
あゆ	玉じゃくり	設定なし	
もくずがに	かに籠		3,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料	
	あゆ、うなぎ、こい及びあまご	もくずがに
中学生以下の者が組合が特に承認した者	無料	無料
女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者 70歳以上の者	3,000円	1,500円
20歳以下の者（中学生以下の者を除く。）	500円	500円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	11,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。この場合において、あまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を9月1日以降に納付する場合は、第1項の表中「7,000円」とあるのは、「3,000円」とする。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。  
（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、又は漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

10 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

（2）漁業権の免許番号

内共第510号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、嶺北漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。  
（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、すくい網、えさ釣り、ぎじ釣り、しゃびき、しゃくり、さお漁、金突、は具、ひご釣り、はえ縄、一本づけ、うなぎうえ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認

を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
しゃくり	水中眼鏡を併用し、又は棒しゃくりを使用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とすること。
なげ網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川支流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り ぎじ釣り	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時

しゃびき  
しゃくり

吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域

まで  
6月1日午前5時から12月31日午後5時まで

吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流地蔵寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水せきから上流の区域を除く。

7月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJR大杉駅前の大杉大橋から同町杉の道の駅大杉前に設置されている漁業標識までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地蔵寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流との合流点から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまで

			の区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時までとする。				から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時までとする。	
	と網 なげ網	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域。ただし、同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域、同川の同郡本山町の山崎えん堤から下流65メートルまでの区域及び同川の土佐郡土佐町田井の吉田橋から上流の早明浦ダム直下までの区域を除く。	7月15日午前5時から12月31日午後5時まで					
		吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流立川川の長岡郡大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJ R大杉駅前の大杉大橋から同町杉の道の駅大杉前に設置されている漁業標識までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地藏寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流との合流点		うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで。ただし、金突によるものに限り、8月1日午前5時から9月30日午後5時30分までとする。
					こい	すくい網 さお漁 金突 と網 なげ網		1月1日から12月31日まで。ただし、金突によるものに限り、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までとする。
					あまご	しゃくり	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置	7月1日から8月31日まで



		されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	
	さお漁 (しゃくりを除く。)	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで
		吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域	3月1日から9月30日まで
	すくい網と網なげ網	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域、吉野川支流立川川の大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで
もくずがに	徒手採捕かに籠	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	8月1日から11月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、嶺北漁業協同組合事務所(長岡郡本山町本山530番地)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網 えさ釣り ぎじ釣り しゃびき しゃくり	3,000円(15人以上の参加者が確実であると見込まれる行事等を主催する団体の代表者若しくは個人からの申請に基づき組合が特に承認したもの(組合が自ら実施する行事等を含む。)に参加す	8,000円(女性にあっては、5,000円)

		る者又は女性にあっては、2,000円)
うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ	
こい	すくい網 さお漁 金突	
あまご	すくい網 しゃくり さお漁	
もくずがに	徒手採捕 かに籠	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者 身体障害者で組合が特に承認したもの	無料

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料(1日)	特別遊漁料(1年)
あゆ こい あまご	と網 なげ網	6,000円	10,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、嶺北漁業協同組合事務所(長岡郡本山町本山530番地)において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項又は第3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

11 いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4

（2）漁業権の免許番号

内共第511号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、いの町本川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り又はえさ釣りによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域（第4条第2項の表に規定する区域に限る。）内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り（フライ及び毛ばり釣りを含む。） えさ釣り

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	中野川川と同川と桑瀬川との合流点から上流の区域及び白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
こい	徒手採捕 えさ釣り	中野川川と同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	1月1日から12月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	2月16日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域内においては、1日につき10尾を超えて採捕してはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	1月1日から12月31日まで

	白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	2月16日から 11月30日まで
ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域	

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	2,000円	5,000円
こい	徒手採捕 えさ釣り		
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者 肢体不自由者で組合が特に承認した者 75歳以上の者 試験研究目的で組合が特に承認した者	無料。ただし、特別遊漁料を除く。

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あまご	徒手採捕	桑瀬川の桑瀬	2,000円	設定なし

ぎじ釣り えさ釣り	第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域		
	白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	3,500円	設定なし
ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域	4,000円。ただし、2日以上連続して遊漁を行う場合の2日目以降にあっては、3,000円とする。	12,000円

4 第1項又は前項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する衣服を着用するものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

12 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字原104番地6

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第512号
- (3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日
- (4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、鏡川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり漁、徒手採捕、すくい網、金突（つんがけを含む。）、玉掛け、ひご釣り、さお漁、は具、うなぎうえ、はえ縄、石ぐろ、かに籠、と網、投げ網又は大正網によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ組合に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとするときは、手釣、竿釣、と網、投げ網又は大正網による遊漁の場合は口頭により、その他の場合は遊漁対象水産動植物、漁具漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出、又はオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、と網、投げ網又は大正網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、第1項の承認を受けた後直ちに、第6条第1項、第2項又は第3項に規定する遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。  
(漁具漁法等の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行って行ならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とすること。
ぎじ釣り	ぎじバリ以外のハリを使用しないこと。
えさ釣り	赤アミ、川アミ、集魚剤、あゆ養殖用餌料及びアンドンを使用しないこと。
しゃくり漁	6月1日から7月31日までの間は、顔面に密着し、又は口でくわえる箱ピンを使用しないこと。
玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径4センチメートル以下のイカリバリとすること。

うなぎうえ	10個以内とすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。
と網	網口周囲37.5メートル以下、網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと並びに船舶を使用しないこと。
なげ網	高さ75センチメートル以下、浮子側の長さ26メートル以下、網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと並びに船舶を使用しないこと。
大正網	高さ75センチメートル以下、浮子側の長さ10メートル以下、網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと並びに船舶を使用しないこと。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行って行ならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り 徒手採捕 すくい網	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域を除く。	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただ

			し、日没から日の出までの間を除く。				鏡川支流吉原川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域、ジャドウの淵及び牛鬼下流標識から城の平橋までの区域、同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川と同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋までの区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。		
	えさ釣り	鏡川本流のカジヤ下から下流の区域。ただし、同川の廓中ぜき下の禁漁区標識から紅葉橋まで及びトリム公園前潮受けぜきの禁漁区標識から真土場の標識までの区域を除く。	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。				鏡川本流の江のロゼキから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。		
	しゃくり漁 玉掛け と網 なげ網	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から城の平橋までの区域（鏡川支流吉原川の区域を含む。）、廓中ぜき下の禁漁区標識から紅葉橋まで及びトリム公園前潮受けぜきの禁漁区標識から真土場の標識までの区域並びに天ヶ滝及び大淵を除く。	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。				鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域	9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。		
		鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、同川と同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域を除く。	7月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。				大正網	鏡川本流の江のロゼキから牛鬼下流標識までの区域。ただし、同川の日ヶ滝及び大淵を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。	
		鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域	9月16日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。				うなぎ	すくい網 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐる	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで
		鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域。ただし、同川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域及びジャドウの淵、同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川と同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋までの区域を除く。	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。				金突	鏡川本流の江のロゼキから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大	8月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を	

		溯並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除く。 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域	除く。 9月16日から同月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
もくずがに	徒手採捕か籠		9月1日から11月30日まで

（禁止区域）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご うなぎ もくずがに	鏡川本流の鏡多目的えん堤上流端から下流306メートルまで、朝倉せき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで、江の口せき上流端の上流15メートルから下流33メートルまで、鏡川せき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで、廊中せき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで及びトリム公園前潮受けせき上流端の上流15メートルから下流20メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、当該区域については、組合が標識により標示するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	鏡川本流の鏡多目的えん堤から弘瀬橋までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	9月16日から12月31日までの間において組合が別に定める期間

鏡川本流の廊中せき下から下流の区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間
---	---------------------------------

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 次の表に掲げる漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所又はオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において指導員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1日遊漁料にあつては1,000円を、1年遊漁料にあつては2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り ぎじ釣り えさ釣り 徒手採捕	2,000円	6,000円
	しゃくり漁 すくい網 金突（つんがけを含む。） 玉掛け	設定なし	
うなぎ	すくい網 金突 ひご釣り さお漁 は具		

	うなぎうえ はえ縄 石ぐろ	
あまご	さお漁	2,000円
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料
高校生である者	500円
肢体不自由者 70歳以上の者 女性（中学生以下の者及び高校生である者を除く。）	3,000円

3 次の表に掲げる漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	7,000円（80歳以上の者にあつては、4,000円）

4 第3項に規定する特別遊漁料は、組合が指定する場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

6 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき1,000円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

8 組合は、資源の保護増殖のための調査研究又は漁業振興のためのイベントに係る者については、第1項から第3項まで及び前2項に規定する遊漁料、特別遊漁料、漁具標識代等を減免することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、当該遊漁者に遊漁承認証（オンラインシ

ステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

2 前項の規定による遊漁承認証の交付は、組合が指定する場所又はオンラインシステム若しくは指導員においてするものとする。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行し、指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等の為に行う採捕量の調査等について協力しなければならない。

（指導員）

第9条 指導員は、遊漁者に対し、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 指導員は、指導員証を携帯し、かつ、指導員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

13 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地 5

（2）漁業権の免許番号

内共第513号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、仁淀川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁（しゃくり漁及び玉掛けを含む。）、すくい網、しゃびき、はし、ひご釣り、石ぐろ、はえ縄、うなぎうえ又はかに籠（えさ籠に限る。）によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第4条第5項の規定に基づき遊漁を行お

うとする者は、あらかじめ第5条第4項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表のウ欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 規模等
あゆ	友釣り	ルアー又はリールを使用しないこと（第3項の規定により友釣りのみ又は友釣り及び徒手採捕のみの漁具漁法による遊漁に制限されている場合に限る。）。
	しゃくり漁	箱ピンは、片手で持って使用することとし、顔面に密着し、又は口でくわえる箱ピンを使用しないこと。
	玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径6センチメートル以下のイカリバリとすること。
	なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもの1統のみとすること、日没から日の出までの間は使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
	大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもの1統のみとすること、日没から日の出までの間は使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。

	と網	その他の漁具を併用しないこと。
もくずがに	かに籠（えさ籠に限る。）	高さ0.3メートル以下、幅0.6メートル以下、長さ1メートル以下のもので5個以内とし、かに籠（えさ籠に限る。）ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日までの間に於いて当該期間を延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野老山の発電用えん堤から上流の区域並びに仁淀川支流坂折川、仁淀川支流柳瀬川、仁淀川支流上八川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで）の間において当該期間を追加することができるものとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを除く。） すくい網（たも網を含む。） しゃびき	仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	と網 なげ網 大正網	仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域	6月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月15日午前5時から12月31日午後5時まで
うなぎ	さお漁 すくい網（たも網を含む。） は具 ひご釣り 石ぐる	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで



	はえ縄 うなぎうえ		
こい	さお漁 すくい網（たも網を 含む。） と網		1月1日から 12月31日まで
あまご	さお漁 すくい網（たも網を 含む。） と網 なげ網 大正網	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾 川郡いの町清水上分の程野2号線橋 から同町清水上分の四国電力分水第 1発電所橋までの区域を除く第五種 共同漁業権内共第513号に係る漁場 の区域	3月1日午前 5時から9月 30日午後5時 まで
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠（えさ籠に限 る。）	第五種共同漁業権内共第513号に係 る漁場の全区域	8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全ての漁具漁法	仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から 同月31日まで
	友釣りを除く全ての漁法	用居川の岩丸橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端まで及び安居川の富岡橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端までの区域	6月1日午前 5時から9月 30日午後5時 まで
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場	1月1日から 12月31日まで

		標識まで、同川と中津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蘇谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌井田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のJ R鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約束田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第2号漁場標識までの区域	
あゆ こい あまご もくずがに	友釣り及び徒手採捕 を除く全ての漁法	仁淀川本流の吾川郡いの町柳瀬本村の柳瀬橋の上流200メートルの右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1キロメートルの高岡郡日高村滝ノ宮の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識まで並びに同郡越知町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1.5キロメートルの同町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識までの区域	6月1日午前 5時から9月 15日午後5時 まで

- 4 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、当該期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場標識までの区域	12月1日午前6時30分から同月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間
		仁淀川本流の同川と中津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蕨谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌川田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のJR鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約束田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動げき下流端の	12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間

		第2号漁場標識までの区域	
--	--	--------------	--

- 5 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
		仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の本川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

- 第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びびこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがいを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網（たも網を含む。） しゃびき	2,000円（流城市町村又は流域観光協会が行うイベント等に参加する者で、主催者又は個人からの申請に基づき組合が特に承認したものにあっては、1,000円）	8,000円
うなぎ	さお漁 すくい網（たも網を含む。） は具 ひご釣り 石ぐる はえ縄		

	うなぎうえ		
こい	さお漁 すくい網（たも網を含む。）		
あまご	さお漁 すくい網（たも網を含む。）		5,000円
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠（えさ籠に限る。）	設定なし	5,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額（当該額が無料であるものを除く。）に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

遊漁者	1年遊漁料
高校生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者（障害者手帳等による確認ができる者に限る。） 75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。）	4,000円

- 3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	10,000円

- 4 第4条第5項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するとき

の特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	2,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合には、無料）	5,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合には、無料）
仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	1,000円	3,000円

- 5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までとする。
- 6 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠（えさ籠に限る。）1個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。（遊漁承認証の交付等）
- 第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。（遊漁に際して守るべき事項）
- 第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。（漁場監視員）
- 第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する標識を着けるものとする。（違反者に対する措置）
- 第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

14 新荘漁業協同組合 内共第514号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
新荘川漁業協同組合 須崎市西町一丁目14番地2
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第514号
- (3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日
- (4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、新荘川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、えさ釣り、ぎじ釣り、さお漁、徒手採捕、すくい網、はし、はえ縄、うなぎうえ又はもくずがに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網 引掛け 玉掛け

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等

うなぎうえ	10個以内とすること。
もくずがに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が140センチメートル以下のもので5個以内とすること。
と網	円周38メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上のものとする。
なげ網	浮子たけ23メートル以下、高さ0.7メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上で、袋部のないものとする。
大正網	浮子たけ11メートル以下、高さ0.7メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	えさ釣り	第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の全区域	7月1日から10月15日までの午前5時から午後6時30分（10月15日においては、午後5時30分）まで
	ぎじ釣り さお漁 徒手採捕 すくい網		5月15日から10月15日までの午前5時から午後6時30分（10月15日においては、午後5時30分）まで
	と網 なげ網		7月1日から10月15日までの午前5時から午後6時30
	大正網		新荘川の須崎市上分の落合橋下流端

	引掛け 玉掛け	から上流の区域	分（10月15日 にあつては、 午後5時30 分）まで
うなぎ	さお漁 は具 はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第514号に係 る漁場の全区域	4月1日から 9月30日まで
こい	さお漁		1月1日から 12月31日まで
もくずがに	徒手採捕 もくずがに籠		8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	新莊川の高保木ぜき下流端から新莊川J R鉄橋上流端までの区域	12月1日から 同月31日まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、新莊川漁業協同組合事務所（須崎市西町一丁目14番2号）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	えさ釣り ぎじ釣り さお漁 徒手採捕 すくい網	2,000円	7,000円
うなぎ	さお漁 は具 はえ縄 うなぎうえ		

こい	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 もくずがに籠		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者（障害者手帳などによる確認ができる者に限る。）	2,000円
75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。）	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	11,000円
	引掛け 玉掛け	7,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、新莊川漁業協同組合事務所（須崎市西町一丁目14番2号）において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

15 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榊山町7番14号

(2) 漁業権の免許番号

内共第515号

(3) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、四万十川上流淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり漁、金突、うなぎもじ、うばしはさみ又ははえ縄によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網
あまご	と網

なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
すくい網	網口の周囲2メートル以下のものとする。
大正網（たたき網を含む。）	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下とし、補助員1名以内とすること及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
と網	網口の周囲25メートル以下のものとする。
なげ網	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
すくい網と網 なげ網 大正網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置を有するもりをいう。）を併用しないこと。
うなぎもじ	15個以内とすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月16日から11月30日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、水中眼鏡

			を使用するしゃくり漁によるもの限り、8月1日から10月15日までとする。
	すくい網 と網 なげ網 大正網		7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	金突 (つんじゃくりを含む。)		8月1日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄		4月1日から9月30日まで
	金突		8月1日から9月30日まで
あまご	徒手採捕 さお漁		3月1日から9月30日まで
	と網 なげ網		7月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所 (高岡郡四万十町榊山町7番14号) 又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり漁 金突 (つんじゃくり	2,000円	8,000円

	を含む。)		
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄 金突		
あまご	徒手採捕 さお漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 80歳以上の者	無料
肢体不自由者	3,000円
70歳から79歳までの者	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料 (1日)	特別遊漁料 (1年)
あゆ	と網 なげ網 大正網	4,000円	11,000円
あまご	と網 なげ網		

4 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所 (高岡郡四万十町榊山町7番14号) 又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認

したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。  
(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

16 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所  
四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2

(2) 漁業権の免許番号  
内共第516号

(3) 遊漁規則の施行の日  
令和5年9月1日

(4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、四万十川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。  
(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、は具、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、もじ、柴づけ、金突、えさ釣り又はかご漁によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を連合会に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を連合会に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
----	------

あゆ こい	すくい網 と網 なげ網 大正網
うなぎ	すくい網
あまご	すくい網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を連合会に納付しなければならない。  
(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。  
(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
さお漁	友掛けは、ルアーを使用しないこととし、しゃびきは、12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの期間内の赤鉄橋上流端から上流500メートルまでの区域を除き、道糸とハリスとを併せた長さをさおの長さの2倍までとすること。
もじ	15個以内とすること。
なげ網	浮子だけ25メートル未満のものとする。
大正網	浮子だけ25メートル未満のもの2張までとすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の全区域	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から



		翌年の1月31日午後5時まで。ただし、さお漁のうちしゃびき及びしゃくりによるもの限り、7月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（十川・こかいの瀬、昭和・轟の瀬及び大正・瀬里轟の瀬の区域にあっては、6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで）とする。
	すくい網と網 なげ網 大正網	7月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで
うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り	4月1日から9月30日まで。ただし、

	はえ縄 石ぐろ もじ 柴づけ 金突 すくい網		石ぐろによるもの限り、5月15日から9月30日までとする。
こい	徒手採捕 さお漁 金突 すくい網 と網 なげ網 大正網		1月1日から12月31日まで
あまご	徒手採捕 さお漁 すくい網 なげ網		3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り かご漁		8月1日から10月31日まで

（全長等の制限）  
第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）  
第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川漁業協同組合連合会事務所（四万十市不破申田山1778番地2）、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で連合会が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ あまご	徒手採捕 さお漁	2,000円（女性にあっては、1,000円）	8,000円（女性にあっては、4,000円）

うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ もじ 柴づけ 金突		
こい	徒手採捕 さお漁 金突		
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り かご漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料
高校生である者	500円
肢体不自由者（身体障害者手帳を所持する者に限る。）	2,000円
75歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	すくい網 と網 なげ網 大正網	5,000円	10,000円
うなぎ	すくい網		
あまご	すくい網		

	なげ網		
--	-----	--	--

4 前項に規定する特別遊漁料は、四万十川漁業協同組合連合会事務所（四万十市不破甲田山1778番地2）、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 連合会は、第2条第1項又は第3項の規定により遊漁料又は特別遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 連合会は、第2条第1項又は第2項に規定する漁具漁法による遊漁について、各漁業協同組合に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

6 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から連合会の事業の運営に不適切な資質を有すると認められた者は、遊漁者としての権利を有しないものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 連合会は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

17 松田川漁業協同組合 内共第517号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

松田川漁業協同組合 宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1

（2）漁業権の免許番号

内共第517号

（3）遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、松田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第517号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつ

ている水産動植物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、は具、ひご釣り、はえ縄又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第3項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網
うなぎ	石ぐろ うなぎうえ

3 前項の承認を受けた者は、第6条第4項に規定する特別遊漁料を納付しなければならない。

（漁具漁法の制限及び遊漁期間）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行って行ならない。

漁具漁法	規模等
と網	円周38メートル以下のものとする。
なげ網	全長25メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。
うなぎうえ	周囲40センチメートル以下、全長40センチメートル以上90センチメートル以下のもので15個以内とする。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕	第五種共同漁業権内共第517号に係	6月1日から

	さお漁	る漁場の全区域	10月15日まで
	すくい網 と網 なげ網	松田川の笹平キャンプ場前に設置されている表示板から出井橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の区域	7月1日から 10月15日まで
		松田川の笹平キャンプ場前に設置されている表示板から出井橋までの区域	8月1日から 10月15日まで
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の全区域	4月1日から 9月30日まで
こい	さお漁 すくい網 と網 なげ網		1月1日から 12月31日まで
あまご	さお漁		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かご漁		8月1日から 11月30日まで

（禁止区域）

第4条 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行って行ならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	松田川の水管橋上流端から可動せき上流端の下流300メートルに設置されている漁場標識までの区域	10月1日から 同月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、松田川漁業協同組合事務所（宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	2,000円	7,000円
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄		
こい	さお漁 すくい網		
あまご	さお漁	1,000円	2,000円
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	5,000円

- 2 前項の規定によりあゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に

掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者	無料

- 4 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	3,000円	8,000円
うなぎ	石ぐろ うなぎうえ		

- 5 遊漁者は、第1項に規定する遊漁料のほかに、かに籠1個につき200円の許可証代を別に納付しなければならない。
- 6 第4項に規定する特別遊漁料は、松田川漁業協同組合事務所（宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1）又は組合の指定する場所において納付しなければならない。
- 7 第1項から第4項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。
- （遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項又は第3項の規定により遊漁料又は特別遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種
  - (4) 漁具漁法
  - (5) 遊漁区域
  - (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) 発行者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
- （遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

（4）発行者名

（5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。